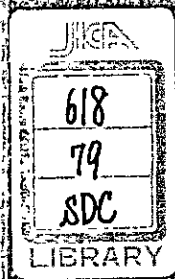


パナマ国営教育テレビ放送計画 巡回指導チーム報告書

昭和59年8月

国際協力事業団



パナマ国営教育テレビ放送計画 巡回指導チーム報告書

昭和59年8月

国際協力事業団

JICA LIBRARY



1053102[8]

国際協力事業団	
受入 月日 '84.12.20	618
	79
登録No. 10960	SDC

序

パナマ国政府は国家開発5カ年計画の中で、社会開発、特に国民の教育水準の向上に重点を置いた基礎教育の普及、文盲率の改善に力を入れることとし、1980年1月、日本国政府に対し、既存の教育テレビ放送実験局を拡充し、国営教育テレビ放送局を設立する計画へのプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

これを受け、わが国は1980年6月事前調査団を、1981年1月実施協議チームをそれぞれ派遣し、1981年2月11日討議議事録(R/D)の署名を行ない、1986年2月10日までの5年間、教育テレビ放送発展のために必要な要員養成訓練に係る技術協力を行うこととなった。

国際協力事業団は、1984年2月17日から2月29日まで、プロジェクト運営状況を把握し、問題点について調査、検討のうえ、今後協力期間満了までの2年間の実施方針に係る協議を行うとともに、次年度実行計画を策定するために、郵政省大臣官房参事官池田慶一氏を団長とする巡回指導チームを派遣した。

本報告書は、上記チームの調査及び協議結果をとりまとめたものである。

最後に、本チームの派遣に際し御協力いただいた郵政省、国内協力機関、在パナマ日本国大使館並びに本プロジェクト派遣の長期専門家チームの方々に対して深甚の謝意を表する次第である。

1984年8月

国際協力事業団
理事 中 沢 弋 仁



DE TORRIJOS 教育大臣との協議



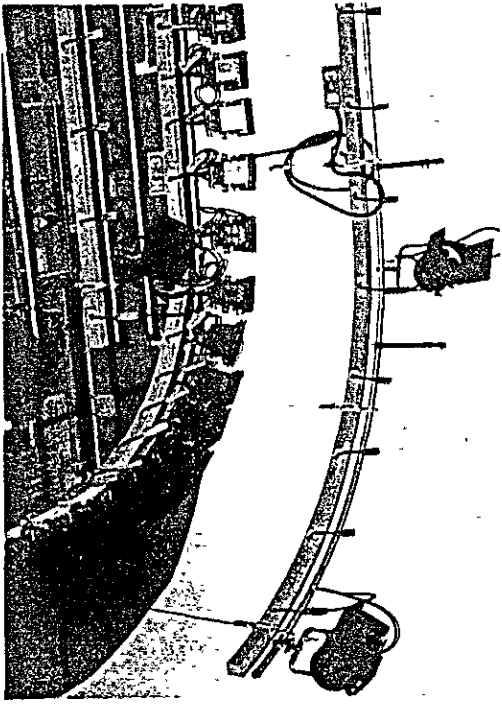
SOUSA パナマ大学学長代行との協議



GUEVARA 経済企画省技術協力局長との協議



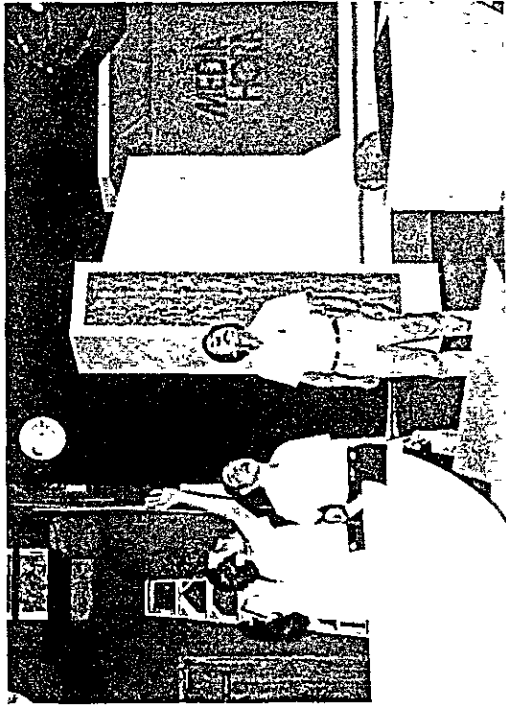
茂木大使表敬



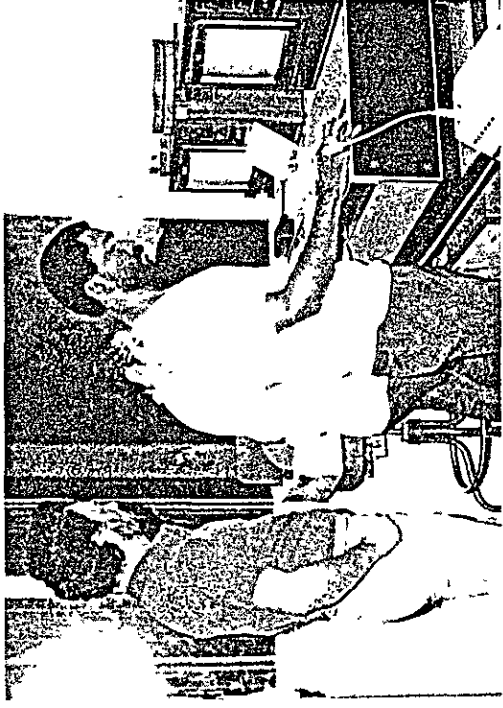
スタジオ内のホリゾンと照明設備

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	

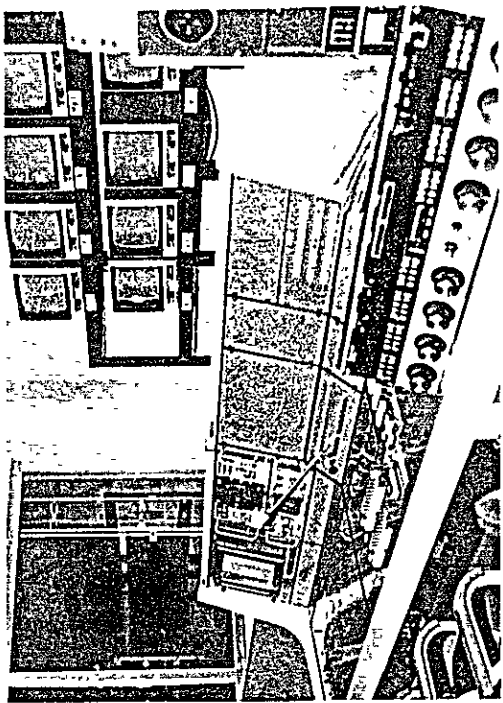
運用部の部屋に掲示された番組制作作業予定表



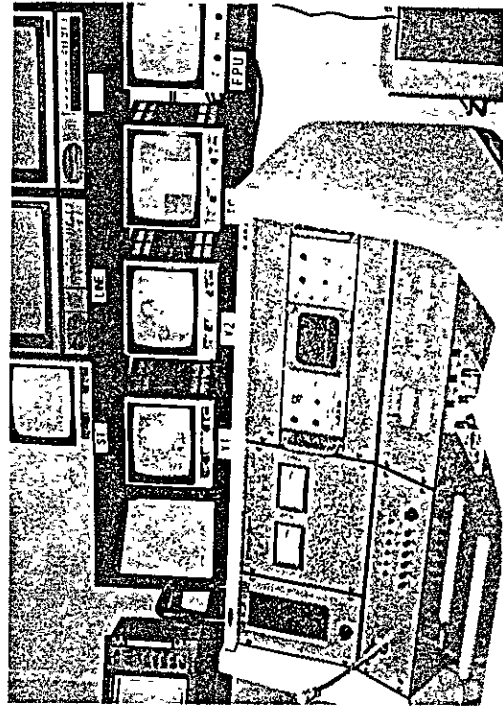
スタジオ内祝祭



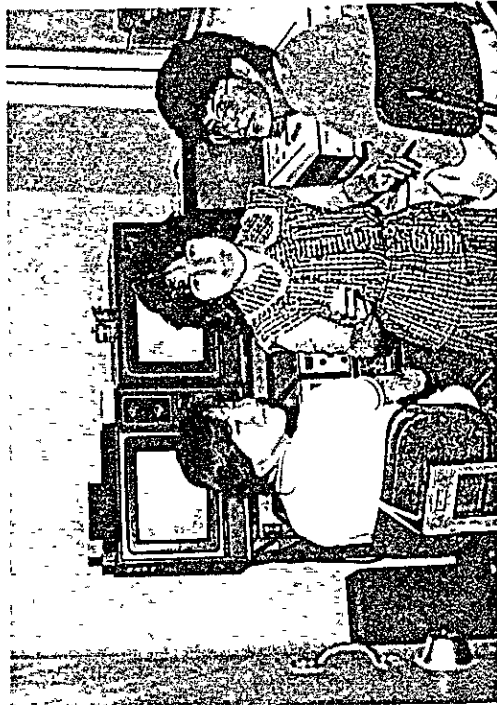
番組編集集中のカナル・オンセ・スタッフ



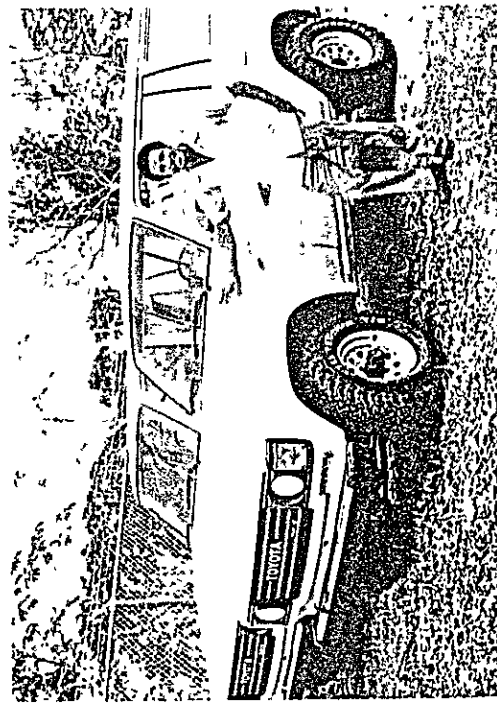
副調整室——スタジオで番組制作をする時、ここで映像、音声、照明等が調整される。



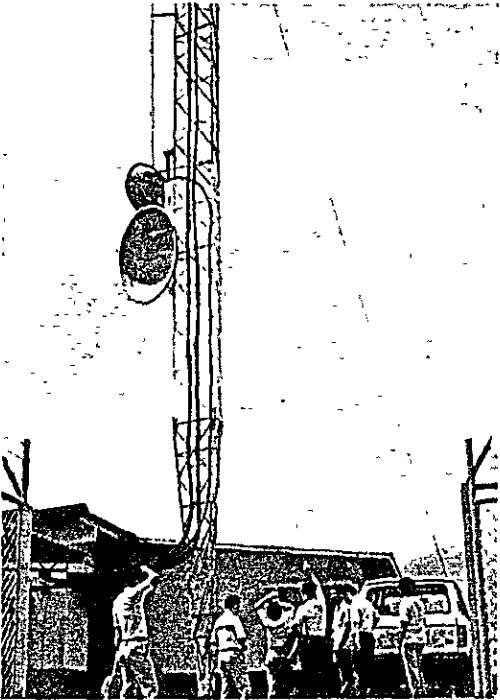
主調整室——ここからカナル・オンの番組が送信所に送り出される。



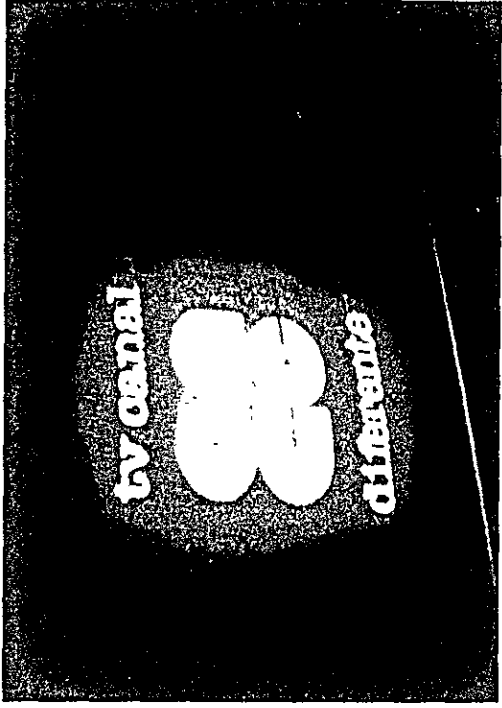
子供番組編集中のスタッフと子役



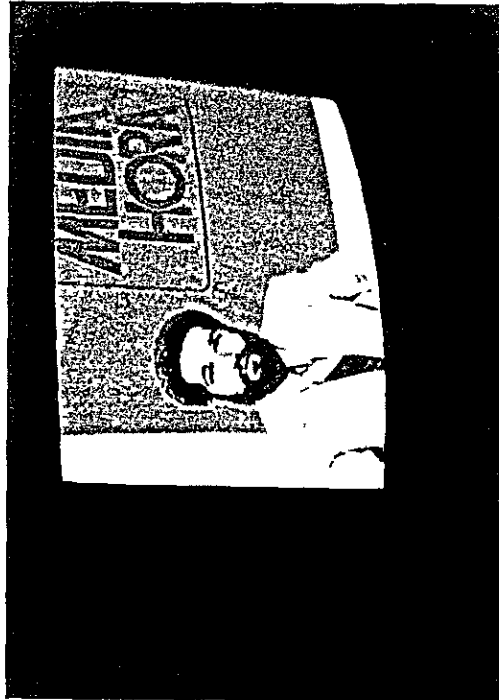
送信所のあふせロ・オスクロ山山頂への急峻な山道を登るため供与された2台のランドクルーザーと送信技術担当カウリングレポート



セロ・オスクロ山送信所



テレビの画面に写し出されたカナル・オONSEの「ロゴ」



毎週金曜日夜7時30分から放送されているカナル・オONSEの30分ニュース番組「MEDIA HORA」



経済企画省とチームとの協議の様子を伝える「MEDIA HORA」

目 次

序

写真

I	巡回指導チームの派遣	1
I-1	派遣の経緯と目的	1
I-2	チームの構成	1
I-3	調査日程	2
I-4	主要面談者	2
II	協議結果	4
II-1	概要	4
II-2	パナマ側との協議内容	4
II-2-1	教育省との協議	5
II-2-2	カナル・オンセとの協議	6
II-2-3	経済企画省との協議	6
III	調査内容	8
III-1	建物施設の現況	8
III-2	機材の現況	8
III-3	カウンターパート配置状況	9
III-4	訓練の現況	10
III-5	日本での研修	11
III-6	管理体制	12
III-7	合同委員会、作業委員会	12
III-8	訓練予定者	13
III-9	評価調査に係る方針	14
III-10	訓練目標	16
III-11	今後の協力実行計画	16
IV	結 論	18
	参考資料	19

I 巡回指導チームの派遣

I-1 派遣の経緯と目的

1981年2月、パナマ国営教育テレビ局(CANAL ONCE、カナル・オンセ)に対するわが国技術協力に係る討議議事録(R/D)が署名され、本プロジェクトが開始されてから4年目を迎えた1984年2月、国際協力事業団は巡回指導チームを派遣することとなった。

わが方は、本プロジェクトに対し、協力期間はじめの2年間に約3億8千万相当の機材供与を行うなど、プロジェクトの円滑な実施に努めてきたところがあるが、パナマ側の新スタジオ建設工事が計画より約2年遅れたため、新設備を用いた本格的訓練は1983年4月から行われることとなった。

1983年3月派遣された計画打合チーム(『パナマ国営教育テレビ放送計画 計画打合チーム報告書』昭和58年5月参照)は訓練方法やカウンターパートの明確化、作業委員会の設置等につき、パナマ側と合意し、これら合意事項をメモランダムに取りまとめ署名した。

今回は、上記計画打合チームの合意内容のその後のバ側履行状況を含め、プロジェクト運営状況、技術移転実施状況を把握し、本件協力全般につきパナマ側と協議することを目的とし巡回指導チームを派遣した。

あわせて残る2年間で技術移転を達成しプロジェクトの自立化をはかり、協力終了時にはプロジェクトをバ側に引き渡すべく、今後の協力実施方針についても協議を行うこととした。

I-2 チームの構成

	氏 名	担当業務	現職和文(同英文)
団 長	池 田 慶 一	総 括	郵政大臣官房参事官 Counsellor, Minister's Secretariat, Ministry of Posts and Telecommunications.
団 員	三 浦 俊 典	訓 練 計 画	日本放送協会総合企画室(国際協力)主幹 Controller, International Cooperation, Corporate Planning Bureau, Japan Broadcasting Corporation(NHK).
団 員	添 田 栄 次	放 送 管 理	日本放送協会放送総局編成部次長 Assistant Manager, Programming Division, General Broadcasting Administration, Japan Broadcasting Corporation(NHK).
団 員	高 野 剛	協 力 企 画	国際協力事業団社会開発協力部海外センター課職員 Officer, Overseas Centers Division, Social Development Cooperation Department, Japan International Cooperation Agency.

I-3 調査日程

日順	月日	曜日	行 程	調 査 内 容
1	2/17	金	東京 → ロサンゼルス	移動日
2	18	土	ロサンゼルス → パナマ	"
3	19	日		専門家チームとの打合せ
4	20	月		経済企画省、大使館表敬、カナルオンセ第1回協議
5	21	火		カナルオンセ第2回協議、パナマ大学長・文部大臣協議
6	22	水		送信所施設視察、専門家・カウンターパートと打合せ
7	23	木		カナルオンセ第3回協議、経済企画省協議、外務省表敬
8	24	金		カナルオンセ帰国挨拶、大使館報告
9	25	土		コロン地域視察、団内打合せ
10	26	日		専門家チームとの打合せ
11	27	月	パナマ → ニューヨーク	移動日
12	28	火	ニューヨーク	"
13	29	水	└───→ 東京	"

I-4 主要面談者

(1) パナマ側

a. 教育省 (MINISTERIO DE EDUCACION)

大臣 Doctora: Susana R. de Torrijos
 Ministra de Educación

副大臣 Profesor: Lorenzo Palma
 Vice-Ministro de Educación

Profesora: Ana Maria Arosemena
 Directora Nacional de Técnica Docentes

Licenciado: Julio Barba
 Asesor del Ministerio de Educación

b. パナマ大学 (UNIVERSIDAD DE PANAMA)

Doctor: Octavio E. Sousa (学長代行)

c. カナル・オンセ (CANAL ONCE)

Licenciada: Itzel V. de Cortés
 Directora General de Canal Once

Senor: Julio Barba
 Sub-Director General de Canal Once.

d. 経済企画省 (MINISTERIO DE PLANIFICACION Y POLITICA ECONOMICA)

Licenciada: Carmen de Guevara
 Directora de Asesoría Internacional

e. 外務省技術協力課長

Licenciado: Luis Vejarano

(2) 日 本 側

茂 木 良 三	日本国大使
柴 田 進	日本国大使館参事官
千 田 國 善	日本国大使館一等書記官
宮 崎	カナル・オンセ派遣長期専門家チームリーダー
富 森 茂	カナル・オンセ派遣長期専門家
上 田 昌 彦	”
横 山 美紀男	”
瀬 上 功 一	”

Ⅱ 調査結果

Ⅱ-1 概要

本チームは、対処方針に則り、本プロジェクトの現状・問題点、今後採るべき措置等につき、パナマ側関係者及び日本側関係者と話し合った。

- (1) まず、本プロジェクトの目的であるカナル・オンセ局のテクニカル・スタッフを訓練する点については、日本側専門家の多大の努力により、ほぼ所期の目的を達成しつつあると認められた。ここで注目すべきは、この訓練はカナル・オンセ局の実情等に照らし、on-the-job training を主体にして行なわれるべきであるということであり、今日まで、この考え方で訓練が行なわれて来た。今後も同様に対処すべきものである。
- (2) 本プロジェクトをより円滑に推進するためにパナマ側において考慮すべき事項をカナル・オンセ局長のほか、政府高官に対し申し述べた。即ち、カナル・オンセ局をどう評価し、どのような方向へ進めるかという哲学、方針を明確に持つ必要があるということ、及びカナル・オンセの使命を達成するために必要な要員、予算を確保することが肝要であるということを素直に申し述べた。

カナル・オンセ局の自主番組は増加し、職員のモラルも向上して来たが、要員も予算も増加されていない状況にある。カナル・オンセ局長は特にこの点を訴えた。

カナル・オンセ局長に対して同局が採るべき措置を要請するに止まらず、同局の力のみでは対処し得ない事項があるので、関係政府高官に対し、カナル・オンセ局の役割の重要性を喚起し、所要の対策を行なうよう要請する必要があったからである。

これに対し、パナマ側政府高官は、カナル・オンセ局の役割、重要性は十分認識しているが厳しい国家財政の故に、経済問題の解決は困難であるとの答であったが、たゞ文部大臣は大統領に対し、この件は話をすると述べたことに熱意の一端は感じられた。

- (3) 本プロジェクトの評価方針（協力実績・協力成果の測定基準・方法等に関する考え方）について、日本側専門家と協議した。その結果、本プロジェクトの本質は、先に述べた通り、on-the-job training による技術移転であること等に鑑み、訓練実績の他、自主番組制作状況、放送状況、社会への貢献度、事業の進展状況等放送局としての機能を如何に発揮しているかを訓練成果として把握し、これらをもって評価要素とするのが適切であると判断した。

Ⅱ-2 パナマ側との協議内容

パナマ側各関係機関との協議においては、チームから①パ国の極めて厳しい財政事情の中で、パ側責務である建物・施設を確保した努力を評価する、②長期派遣専門家チーム4名全員の交替に伴う後任専門家受入れのためのパ側による便宜供与を感謝する、旨述べ本件チームの調査目的を

説明したうえで討議に移った。

これらの席上、わが方から申し入れた主要な要請事項・討議事項のうち共通するものは下記4項目である。

イ．要員及び予算の確保

ア．必要人員増を要請する。本年4月には中継車、その他の機材がプロジェクトに到着する予定であり、現有の人員では供与済及び予定機材の十分な運用・維持、特にメンテナンスが難しいと思われる。既にカナル・オンセは教育省及びパナマ大学に対し、それぞれ5名分の増員を行うよう求めており、これの早期実現方を要請する。

イ．機材の運用維持費として少なくとも20,000ドルの予算を確保するよう要請する。現在これに関する予算は大学から年9,000ドル程度手当てされているのみで、これも、訓練機材を加えた全ての建物・設備のために支出されているのが現状である。本年4月には今年度分供与機材が到着することもあり、早期改善方を願う。

ロ．教育省・大学間の合意文書（ACUERDO）の早期実施促進

カナル・オンセの組織としての確立に必要な（特に法的）基盤を整備することを目的として昨年8月に教育大臣とパナマ大学長との間で署名されたACUERDO（AGREEMENT）はプロジェクトのより円滑な運営に多いに資するところがあると認め、これの実施促進方を要請する。

ハ．STEERING COMMITTEE

本プロジェクトの効果的な実施を目的とし、専門家チーム・リーダーを代表とする日本側とパナマ側との合同委員会を開催するようR/Dで双方合意しているが、パ側の事情で未だに実現していないので、早期実施方を求める。

ニ．カナル・オンセが今後パナマ社会において果たすべきと思われる役割、等同局に係る政策・方針につきパ側の考えを求める。

II-2-1(1) 教育省との協議

日 時	2月21日（火）	16:00～16:50
パ側出席者	大臣、次官	
	カナル・オンセ局長、他	

教育大臣は、本件プロジェクトがパナマ国の教育・文化普及に貢献しており高く評価していると述べた後、わが方申し入れ事項につき下記のとおり答えた。

イ．要員及び予算の問題については、国家全体の困難な財政事情のため、カナル・オンセに対して十分なサポートを与えられないでいる。予算に係る問題であるため、チームの滞在期間中にも大統領に、日本側の要望を伝えたい。

ロ．ACUERDOについては、副大臣とも話し合いつつ、実施を促進してゆく考えである。

ハ．カナル・オンセの管理運営について話しあうため現在パ側で開催している運営委員会

(CONSEJO DIRECTIVO)に日本人チーフ・アドバイザーを加えるのが良いと思われるので、チーフ・アドバイザーが出席できるよう調整を行い、日本側の参加を企むこととしたい。

II-2-(2) カナル・オンセとの協議

日 時	2月20日(月)	14:00~16:00
	2月21日(火)	8:00~10:00
バ側出席者	カナル・オンセ局長、副局長	

まず、わが方から下記事項の申し入れをした。

- ① 本年4月には、中継車その他の機材がプロジェクトに到着する予定であり、これをもってわが方はR/Dに定めた機材供与責務を果たしたことになる。
- ② 今後このプロジェクトをしっかりと運用してゆくためには供与機材のメンテナンス専門要員を現在の3名から5名へ増員することが不可欠である。
- ③ 今後、円滑な番組制作を進めてゆくため、より多くのプロジューサーを確保するよう検討してゆく必要がある。
- ④ 日本人専門家から技術移転を受けたカナル・オンセ要員の転職防止のための十分な対策を講じること。
- ⑤ 機材の適正管理のため、機材台帳の整備、機材管理担当者の指名等を行うこと。
- ⑥ 機材の運用維持費として年20,000ドルの確保が必要である。
- ⑦ STEERING COMMITTEEの早期開催
- ⑧ カナル・オンセの将来についての政策、方針、具体案等に関して、STEERING COMMITTEE等で討議すること。また、視聴者調査は、その目的に大いに資すると思われるのでこれを実施すること。

II-2-(3) 経済企画省との協議

日 時	2月23日(木)	14:00~16:00
出 席	Carmen Guevara	技術協力局長
	Nadia Vasquez	計画官
	カナル・オンセ局長	

わが方は、共通の申し入れ事項に加え、セロ・オスクロ山にある送信所の空調設備を速かに完備する必要がある旨申し述べた。

これに対し、GUEVARA局長は 概要 以下のとおり述べた。

- ① これら予算に係る事項は、経済関係閣僚会議レベルで討議されるべき問題であるのでチームからの要請事項を書面にて、経済企画大臣に提出することとしたい。

- ② カナル・オンセの組織的確立、現段階では半自治権 (Semi-Autonomia) 獲得のために、経済企画省として、できる限りサポートしてゆきたい。
- ③ 日本を含む各国との間で実施中の他のプロジェクトもカナル・オンセと同様の問題を抱えている。当省だけではどうしようもない問題も多く、解決は容易ではない。
- ④ 個人的見解として述べれば、カナル・オンセの番組は内容、質に優れており、パナマ社会に貢献していると考える。そのような意味で、政府もカナル・オンセを重要視している。

Ⅲ 調査内容

Ⅲ-1 建物施設の現況

昨年3月前回の調査団が来た時は、スタジオの床の整備、及び大道具室建設が未了であったが、その後バ側の努力で整備も昨年8月頃完了し、以来スタジオ番組制作も軌道に乗り、自主制作番組本数も以前に比べると飛躍的に増大し、職員のマoralも若のバナマ大学総長、文部次官の出席を得たカナル・オンセ開所式に向けて非常に高まった。併わせて本年4～5月には到着する新中継車の車庫も既に整備され、この間バ側の努力は大いに評価されるべきものがみられた。

専門家部屋の部屋も倉庫であった所を改造して専門家リーダー（副局長と同室）以外の専門家3名用の部屋も整備されていた。

又、講義室兼打合せ室も整備され、専門家による座講もこの部屋で出来る様になり、ようやく軌道に乗って来た感を受けた。また、2階部分の一部を占めて同居しているバナマ大学映画研究グループ（GECU）のスペースも近々（大学副学長の話では3ヶ月以内即ち4月の後半か5月頃）カナル・オンセ側に明渡たされることになっている。一方、セロオスクーロの送信所は重大な機械的欠陥はないが家庭用クーラーでの冷房であり、クーラーそのものの老朽化もあり冷房効果が上がりず我々米バ中にも2回高温の為に停波があった。しかし送信所は1民放局（チャンネル13）と同居、クーラーはチャンネル13のもので彼等の修理を待つ以外に手段はなく、放送の生命線を断たれてしまう状態である。対策としては工業用クーラーの設置が必要である。この責任はカナル・オンセ側にあり当調査団もカナル・オンセ局長にその重要性と早急な手配を申し入れた。その他に高湿度の為に送信機出力管のスクリーングリッドの焼付き現象があり、諸機器への悪影響も充分考えられるので早急に除湿機の設置が必要と考えられる。

現在、O. J. T. で週1回程度の送信所での研修を行い、将来も週1回の定期点検が行われる。しかし道路事情が最悪でランドクルーザーでやっと登れる状況であり、雨の時期には登攀時の危険も予想され、定期点検も出来ないのではないかと思われる。従って道路の整備もぜひ必要な事と考えられる。

Ⅲ-2 機材の現況

番組制作の本数の増加と on-the-job training の実施で供与機材類の使用は活発である。それに伴って機材の維持、管理が重大なポイントとなってきている。まず運用面ではカナル側による機材台帳、修理、保守カードが用意されていないが専門家が進めてきた日本サイドのための管財システムを彼らが実施するよう提案し、指導をすすめることとしている。保管場所については現在積極的にスペース確保を行っているので除々にではあるが確保される見込みである。

整備については要員が少なく日本専門家にかかる比重が多くトレーニングにも支障をきたす状況にある。予備品も不足で故障した場合、日本への注文後ケースによって6ヶ月以上も必要とし番組

制作、トレーニングに重大な影響を与える結果となる。特に小金額の部品については日本人の往来にたよらざるを得ないのが現状である。

供与機器のトラブル

○ スタジオカメラ

映像については良好であるが、残像現象、ゲンロックはずれ、クロマキー機能の故障、白バランス不良、ビューファインダーの不良等があり、現在クロマキー効果は修理完了、白バランス不良はオートを外しマニュアルで使用。

○ 照明の玉切れ

ホリゾン用照明ランプのみ同一箇所の故障が多く補給等問題あり、湿度の関係も考えられる。専門家がメーカーと連絡をとって対策、検討を進めているが、早急に解決することが望ましい。

○ ハムの混入

マイク回線にハム発生、特に照明電源使用時に多発の傾向があり調査の必要がある。当団として国内で対策措置を構する」うにしたい。

Ⅲ-3 カウンターパート配置状況

1.3 Canal Once コア・カウンターパート

AREA (部門)	Asesor (専門家)	Contrapartes Principales コア・カウンターパート	
Dirección	Kei Miyazaki	Itzel V de Cortés Julio Barba	
Programación		Programacion	Denís Melendey
Producción	Masahiko Ueda	Producción	ViIma de Garcia Esmeralda Sepúlveda Marina de Vargas Vielka de Avila
		Naticia	Rosalina Pinzón
		Escenografía	Rafael Navarro
Técnica de Realización 後任	Shigeru Tomimori	Video y Audio Control	Manuel Reyes
	Koichi Senoue	Operación de Camara y VTR	José Sanchez
		Iluminación	Abraham Terán
Trunsmisión y Mantenimiento	Mikiko Yokoyama	José Luis Lasso de la Vega	
	Shigeru Tomimori	Sixto Madariaga	
	Koichi Senoue (後任)	Alonso Plicet	
		Raul Sanjur	

Ⅲ-4 訓練の現況

1) 番組編成、企画制作部門

- i) 家庭向婦人対象番組については、昨年試作番組の制作を実施した。
- ii) その他各種の教養番組の定着化については昨年10月スタジオ完成以後現在実施中である。

2) 報道部門

昨年基礎的な試作のあと10月から「メディア・オーラー」(30分間ニュース)を定期的に金曜日の7:30PMから放送しパナマ有識者の好評を得ている。

3) 青少年幼児向け番組についても昨年10月期から視聴者の意向をくみとりつゝ放送している。

4) 特集ものについても1部すでに試作中である。

以上はいづれも on-the-job Training の形で個々のプロデューサーに対して夫々適切なアドバイスと指導を行って来た。

5) 中継技術

カナル・オンセは供与機材の他、独自のENG機材を持ち、既に昨年6月からVTRロケ制作の形で番組制作を実施中の他、自作のミニ中継車を自力で整備して、法王班、憲法改正討論会の中継を実施し、全面的にその指導に当たってきた。

6) TVスタジオ技術

カメラワークについては昨年末から指導し、画像の構成については本年に入って実施することになっている。EVALUACION会、また番組制作業務の中でOJTで実施している。

照明については専門家の基礎技術の座講からOJTによる基礎指導のあと、昨年後半NHKより照明の短期専門家派遣により集中的に実施した。

音声については設備運用より基礎を解説したのと、日常制作業務の中で調整技術を引き続き実施中である。VTRについては昨年前半にその基礎編を行ったが、引き続き実施してゆく必要がある。中継については憲法定、将軍交代式など大規模中継番組でマイクにEPUの将来運用も含めた。同時に中継のための整備、準備業務について指導した。

7) 一方、放送機については一応、その理論と各ユニットの機能についての指導を行った。

電界強度測定も3ヶ月に1回の割合で実施している。

8) 美術デザインについては昨年8月～10月にかけてNHKより短期専門家に来て貰い、集中的な指導を行った。

9) 以上の他、カラーTV基本理論、保守等については日常の運用の中で夫々のレベルに応じて指導をして来た。

特筆したいことは、昨秋日本で個別研修を受けて帰国した運用班のサブチーフが、専門家(冨森)に代ってカメラ技術の代講をする様になったことである。又冨森専門家は講義録をテキストとして2冊の本にまで仕上げた他、第3国スペイン語圏の第3国におけるJICA

テキストを複製し、指導に活用している。当チームとしては、これを是非日本で多部複製し、カナル・オンセを含む開発途上国に供与したい。

Ⅲ-5 日本での研修

今日までの研修実績は以下の表のとおりである。現在も整備部長代行のJose de la Vega、TV美術担当のNavarro製作部員の2名が2ヶ月の日本での研修中である。

日本における研修実績

年	種別	氏名	所属	研修内容	備考
1981	集団	Seferino Nunez	運用部長	TV管理コース	×
	個別	Griselda Lopez	局長	教育TV活動視察	×
	"	Itzel V. de Cortés	大統領府報道官	"	
	集団	Eliecer Vasques	制作部員	教育TV番組コース	×
	"	Manuel Reyes	運用部員	TV技術コース	
	個別	Aljanoro Carrases	技術部長	送信機の工場検収	×
	"	Gaime Benitez	運用部員	照明技術	
1982	集団	Mirina de Vargas	制作部員	教育TV番組コース	
	"	Sixto Masiagas	運用部員	TV技術コース	
1983	集団	Vilma de Garcia	制作部員	(冬季)教育TV番組コース	
	"	Esmeralda Sepulveda	制作部員	教育TV番組コース	
	個別	Gasé Sanchez	運用部員	ENGほかTV制作技術	
1984	個別	Rafael Navarro	制作部員	TV美術	
	集団	Gose L. de la Vega	技術部長代行	TV技術コース(Ⅱ)	

上記表の中備考欄に×印を付された者がカナル・オンセから転出をしており、この国の制度、社会慣習から見て、或る程度已むを得ない要素はあるにしても、本プロジェクトの遂行発展上好ましいことではない。

カナル・オンセ側としても、日本で研修修了者を出来るだけ引き留める方策として、基本サラリー額は変えられないが、大学側の限時措置の形で上乘せ調整を行って慰留に努力しているが、文部省サイドによる措置はその手段の複雑さのため実現出来ないでいる。

日本でのカウンターパート研修はカナル・オンセ職員にとって著しく魅力のある要素となっており、日本に留学研修したい為に進んで専門家のコアカウンターパートになりたいと云ってくる程でこれがカナル・オンセスタッフのモラルを持続させている大きな要因でもある。従っ

て引き続き従来程度の日本での研修は今後も継続して配慮されることが好ましい。

カウンターパートとの打合せ会の中で団員より「日本での研修は日・パ両国間に交された国際協力に係る合意に基いて実施されているのであって、日本としてはパナマの国営教育TVの発展を心から願っている。従って研修受講後の他への転出は本来の趣旨から云って決して好ましいことではない。以上のことをよくわきまえて日本側からも研修後の転出はしない様をお願いしたい」との発言は極めて説得力もあり、これをきいた各カウンターパートにも強い自覚を与えた様である。

この発言に対し、あとでイツェル局長からも厚い謝意が述べられた。

Ⅲ-6 管理体制

- (1) カナル・オンセ局は文部省、パナマ大学両者から監督されており、自治権も与えられていない、又、要員・予算も少ないこと等は従来から指摘されていたところである。この点に関しては、1983年9月、文部大臣及びパナマ大学学長が"ACUERDO"（別添資料）に調印し、カナル・オンセ局の位置付けを明確にすること、政府高官、カナル・オンセ局長等から成る Consejo Directivo（構成員は、文部大臣、パナマ大学学長、経済企画大臣、文化庁長官、カナル・オンセ局長、カナル・オンセ局職員代表）を設け、カナル・オンセ局にかゝる重要事項を審議すること、カナル・オンセ局に対し半自治権を与えること（1件5000ドルまでの支出は局長権限となる等）等が定められた。これにより、カナル・オンセ局の設置根拠が明確になった等事態は一步前進したとは云えるが、問題は、この"ACUERDO"がまだ実施されていないことである。この実施のためには、内規作成が必要とのことであるが、早急な実施が望まれる。この旨は、前述のとおりパナマ側に申し入れたところである。
- (2) カナル・オンセは、1984年予算要求として、教育省に対し5人、パナマ大学に対し5人、計10人の要員増を求めたがゼロ回答となり、予算額はほぼ前年同額とされた。カナル・オンセ局の事業を充実・拡充し、本プロジェクトの円滑な推進のためには、機器の運用整備要員やプロデューサーの増員、機器の運用整備費、番組制作費の確保等、要員・予算の増加が是非必要であり、前述のとおりこの旨パナマ側へ申し入れた。

なお、職員の定着、特に日本で研修を受けた者の転出防止策を講ずべき点も言及した。

- (3) カナル・オンセ局長に対して、予算事情等諸々の制約条件はあるにしても、その条件の下で目的達成のため努力されること、及び組織として人の力を結集してカナル・オンセ局の力を発揮されることを望む旨述べておいた。

Ⅲ-7 合同委員会、作業委員会

(1) 合同委員会

前回チームが来た時に取り交わした覚書で、R/D上の合同委員会を開催することが同意され

ていたが、未だ開催されていなかった。パ側と話し合った結果、パ側高官が一時に集まることが困難であること、R/D上の合同委員会のメンバーのうちには、ポストがないものがあること、新たにパ側の任命行為を要するものがあること、一方、パ側が前述の Consejo Directivo を設けていること等を助案した結果、パ側 Consejo Directivo に対し、日本側チーフ・アドバイザーとパ側高官が話し合う場を設けるところに意義があるものであるので、パ側事情を考慮し、このように取り扱ったものである。

なお、Consejo Directivo は今まで3回開催されている。

(2) 作業委員会

前回チーム来パ時の覚書に基づき、開催されている(第1回1983年6月16日以降第7回は1984年2月13日)。

Ⅲ-8 訓練予定者

昨年の調査団もその報告書の中で強調している様にカナル・オンセは、実際に毎日放送番組を作り、それを放送している機関であり、付属教育訓練施設教材も講義形式で教える現地人教師専門のスタッフも居る訳ではない。換言すればカナル・オンセは毎日番組を制作し、放送する職業訓練所の様に研修受講という目的意識を持った知識経験が同一レベルのスタッフ集団ではなくて番組作りのためのノウハウを夫々の個々のスタッフか、専門家 の指導を受けつつ、如何によりよい番組を毎日作って行くかと云う正しく100% on-the-job Trainingを主体とする機関である。勿論、当初の意図としてこの機関を利用して、より の訓練生を集めて指導し訓練して行きたいという気持はあったにしても、上記の様にそのための off line の機材施設なり要員の予算的余裕は全くない。

この様な実状の中で、職業訓練センターと同一のコースを設定することは現実問題として不可能な状況にある。

従って訓練予定者数としては現在カナル・オンセに在席するスタッフを対象とせざるを得ないとし、又それ以上を期待することは専門家が権限なり義務を遙かに超えた問題である。従って、当調査団としては、訓練予定者としては当面現在のカナル・オンセスタッフとし、今後将来新人の教育訓練及び可能性としてある今後の増員スタッフに対し、出来るだけの訓練指導を行うと云うことで了としたい。ちなみに、カナル・オンセは84年度パナマ政府に対しての要員予算増要求に対して0解答であったにも係ず、本調査団の来訪を機に文部省側から5名、大学から5名の計10名のスタッフ増を復活要求をアピールしている。

Ⅲ－９ 評価調査に係る方針

概 要

９項で述べた実情認識に立つて本プロジェクト終了時の評価をどう設定するかについては大変難しい問題ではあるが、要はカナル・オンセが日本人専門家が居なくなっても自立してやっていけるだけの力を備え得たかどうか判断の基準になることは云うまでもない。然し乍ら、自立とは云っても、その程度、度合の尺度の設定と云うことになると極めて難しい。以下（２１項で本調査団と専門家との協議の中でコンセンサスとして得られたものを述べるが基本的な項目の一つとして、当初R/D上に約された６８名と云う解釈は４つの訓練分野及びそのサブ分類の中の項目分野で複数の項目の訓練を受けることが可能であり、それらを積み重ねて６８名（各個人×その人がマスターした受講項目）とすることを明確にし、本協力期間中にそれをこなし得たかどうかをチェックすることは必要であるとした。

そのこと以外に、カナル・オンセを外から見て、５年間の協力期間中にどの様に成長したか、例えば放送される番組のパナマ社会における評価或いはパナマ社会における貢献度がどれだけ増えたか、或いはカナル・オンセの経営基盤なり組織運営がどれだけ確立したかを以って評価すべきであるとの考え方に立つて評価することが適当である。

2) 評価測定方針及び方法

(1) 協力活動実績

A: On-the-Job Trainingによる技術移転活動実績

- ㊦ 日常番組を企画し編成し制作し放送をしている放送局での活動の中で、通常のルーティン化された番組を除いて、特定の番組制作の中で、集中的に或る指導項目について技術移転の対象となったケース及び今後シリーズ化を企画し制作して行く中での指導重点項目とその内容を実績として記録しておく。

例えば、ローマ法皇来パ、憲法制定、将軍交代式（いずれも８３年中の大規模生中継番組）における中継技術指導、それに伴う事前の整備準備のための訓練指導などである。

- ㊧ また、比較的Off Line的な送信技術については、技術移転活動の対象となった定期測定点検保守業務のルーティンなり作業要領を記録しておく。

B: Off-the-Job Trainingによる技術移転と活動実績

放送局業務の９０％以上はOn-the-Job Trainingであるが、特に技術分野においてはカメラ、VTR、音声、照明、中継、送信機についてこれを扱うに当っては基礎的な知識を必要とする。

これについてはすでに、８２年度、８３年現存するスタッフについて一通りの座講を現在スタッフに対して終了しているので彼らに８４、８５年度についてはこれを再び繰り返す必要はない。

然し乍ら、今後配備される中継車、電子的アニメ等新機材も加わってくるのでこれに

については、集合研修を行う必要があるのでその実施記録を残しておく。

C: カナル・オンセスタッフに対する技術移転成果

- ① R/Dで規定された訓練分野とその内容の習得度、自立度を各スタッフ（カウンターパート）ごとに評価を行い別表の様にマトリックス化する。
- ② これをもって i) 各カウンターパートの習得度、自立度
ii) 各訓練内容における全体の習得度、自立度を把握する。
- ③ 特に機器の保守、保全管理については、一応、故障ユニットが判断でき、予備ユニットと交換することによって維持管理して行けるレベルに達するべく、専門家もその育成に努力するが、現在ですら最低必要な保守管理要員数5名に対して3名しかいない状況の中で（この点に関しては今回の調査団からもパナマ側に対して強して保守管理要員の増員を強く要請した）プロジェクト終了時までにはこの点に於けるカナル・オンセの自立を達成するには、日本人専門家の権限、義務を超えた部分を含んでおり、最も懸念される所ではある。

(2) 本プロジェクトの外面的観点からの評価

A カナル・オンセ自体の経営的・運営的基盤組織の確立

カナル・オンセが今努力しているセミオートノミア即ち、そもそも発足時のパナマ大学と文部省のスタッフの混成組織、これを変えることは当面困難だとしても、せめてカナル・オンセ局長自らが、予算たり要員枠を要求し或る程度自由に裁量出来る様にしようとする大学、文部省相方の協定（昨年10日にサインされたACUERDO）を基に早期にその内規を作って実施に移せる様にどの程度なったか、この問題に関しては、派遣専門家の権限努力の範囲にはないにしても、専門家の活動、訓練指導上の効果に極めて密接な関係にある。従って、次回の調査団の大きなチェック項目になる。

B 送出されるカナル・オンセの自主制作番組

今日までカナル・オンセの自主制作番組比率は

	自主番組	外部番組	
1983年1月～10月	24.1%	75.9%	
1983年11月以降	36.0%	56.0%	

となっており、特にスタジオが完成して本格的な運用を開始した昨年10月以降の制作番組本数は上表の如く飛躍的に増加している。

C カナル・オンセの番組を通じての社会的、教育的貢献度

既にカナル・オンセは、これまでの放送番組を通して、いくつかの顕著な貢献をパナマ社会に対してして来た。

例えば、ローマ法王の来パ、憲法制定、将軍交代式における生中継番組の送出（これに対して当局から感謝状を受けている）或いは、昨年11月に行われた日本賞コンクールでのユニセフ賞受賞作品（別添資料）、等があるが、日常的には昨年日本から美術専門家（短期）の指導によって完成した大道具を使用しての毎週金曜日の7時半からのメディア・オーラ（30分ニュース）はパナマにおける週間のニュースを、公平且つ客観的に報道して民放にはない公共放送機関としての特殊性を発揮し有識者の評価も高い。従って、今後もそうした社会教育的番組を編成して番組の質的向上が図られて行くであろう。今後はチャンネル・オンセの特筆すべき番組について、その社会的な反響を記録として残しておくことが必要である。

訓練予定人数

4分野	年 度		計
	1983	1984 { 1985	
番 組	5	8	13
スタジオ技術	10	31	41
送信技術	2	3	5
特殊技術	3	6	9
計	20	48	68

を目標とし、別紙現在チャンネル・オンセスタッフの資質能力に応じた夫々の指導訓練項目について現在△（専門家の判断により未だ不充分とされるもの）を○（一応、上記到達レベルに達したと思われるもの）にまで持ち上げ、この○の数を68個以上にすることを以って訓練目標とする。

Ⅲ-11 今後の協力実行計画

日常の番組制作活動の中でOJTを主体とする本プロジェクトにおいては、先ず今後2ヶ年間の番組編成計画が決まり、それからいつ、どのような番組を制作を作るかが決まり、その中で何を重点的に教えて行くかが決まる。

従って、指導すべき項目なり内容を予め、スケジュールを立てたととしても、それが番組編成計画なり、制作すべき番組の内容とのマッチングがとれていなければ意味を為さないことになる。流動的な放送局の番組編成と未だ脆弱と云わざるを得ないチャンネル・オンセにおいては尙更のことである。然し乍ら、今後出来るだけ自主番組比率を向上し、更には特別なテーマで連続シリーズものも指導して行きたいとする専門家の意図はない訳ではない。

又、今後配備される本格中継車の到着を待つて、その運用も指導することになることであろうし、特殊アニメ装置などの新兵器が供与されれば、それについても指導が必要となる。

以下に示す訓練指導スケジュールはあくまでも現時点における専門家の意図であつて、計画スケジュールとまで云える程、予定通り実行して行けるものではなく、ある項目は毎日がその指導に当らなければならぬものであり、又ある項目はその時期が大巾にずれることがあるとすることを前提にまとめたものである。

Ⅲ－１２－(1)

長期専門家チームについては、２月をもって後任専門家が全員赴任を済ませたことになる。残る２年間は、この新しいチームが技術協力を行つてゆく。

短期専門家については、この４月に中継車が供与されたあと、屋外中継番組制作の専門家が１名派遣される予定である。

Ⅲ－１２－(2)

５９年度の研修員の受入れについては、５９年２月現在以下３名の受入れ枠を要望している。

① JULIO BARBA 副局長

テレビ局経営面での研修。

② ALONSO PLICET

機材管理、保守システム及び中継局のあり方についての研修。この研修によつて整備部強化（送信技術）をはかる。

③ MANVEL REYES 運用部長

用員・設備の運用管理方法に係る研修。

Ⅲ－１２－(3)

５９年度は協力開始後４年目、６０年度は最終年度にあるため、補完的機器及び部品類の供与を行ない、最終時の相手側への引き渡しにそなえることとする。

Ⅳ 結 論

本プロジェクト実施後3年を経過する時点でみると、R/Dによる訓練の実施については見通しを得た。しかし、本プロジェクトをより円滑に推進するためには、日本側の努力の必要もさることながら、パナマ側において、特に政府高官がカナル・オンセの重要性、現下の問題点を認識し所要の対策を講ずる必要があることを認めなければならない。当チームは、パナマ側に対し、日本は本プロジェクトの推進に全力を尽すものであることを述べると共に、パナマ側において措置を要する事項について素直に提言し、要請したところである。

本プロジェクトの開始以来、パナマ国大統領はじめ政府高官が交着して来たとしても、当初パナマ側がカナル・オンセについて有していた重要性の認識や本プロジェクトにかかる期待がその後も政府上層部において継続し、政策の中にならなくなりつつあり、カナル・オンセをとらえられていることが肝要である。駐パナマ日本大使は、この点に着目し、パナマ関係レベルがカナル・オンセに対する哲学・方針を確立しなければならないこと、従って、当チームが指摘する問題点について、政府上層部に話しておく旨強調され、本プロジェクトに対する力強い支援を示された。このように、本プロジェクト発足の趣旨を両国が十分認識し合い、プロジェクト完成のため両国が力を尽くしていくことにより、本プロジェクトがパナマ国における重要な政策である教育問題に貢献することが強く望まれる。

参 考 资 料



I 協議に際し、チームが提出した提言書

THE PROPOSALS TO THE MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE ADVISORY SURVEY TEAM FOR
THE PANAMA NATIONAL EDUCATIONAL TELEVISION BROADCASTING PROJECT
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE REPUBLIC OF PANAMA

I. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. All the machinery and equipment necessary for the implementation of the Project will have been provided in April, 1984 when the OB Van and other items arrive at the Project site.

II. COUNTERPART PERSONNEL

1. In order to secure the reliable day-to-day operation of the Project, at least five full-time maintenance personnel need to be assigned to maintain the transmission equipment, studio equipment and others. In the view of the Japanese side, the present number of three persons for maintenance is not just sufficient to keep the equipment in good working order at any time.
2. It is also advised that securing the services of at least two more counterpart personnel who work full time for the equipment maintenance should be given special priority when the Panamanian side employs new staff members.

(3)

3. In order to secure the smooth and reliable production of educational television programs, more producers need to be employed. It is thus advised that it should be given due consideration when the Panamanian side plans to increase the number of the staff of the Project.

4. It is requested that effective legal and/or other measures be taken by the Panamanian side to prevent the job-hopping of counterpart personnel to whom the Japanese experts transfer the technology for the successful implementation of the Project. It is the view of the Japanese side that resignation of counterpart personnel trained or being trained by the Japanese experts is quite a loss to the Project and the setback for the implementation of the whole Technical Cooperation Project.

(4)

III. MANAGEMENT OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. All the machinery and equipment are to be kept under proper management. For that purpose equipment ledger books and maintenance cards need to be kept, as proposed by the Japanese Mutual Consultation Team in March, 1983.

2. The system of administration of equipment needs to be established to utilise them in an efficient way. It is proposed that administrators responsible for equipment management be appointed.

3. The running and maintenance costs totaling 20,000 dollars for the equipment provided by both the Japanese and the Panamanian governments is indispensable for reliable operation of the whole broadcasting system of Canal Once.

(5)

IV. THE STEERING COMMITTEE

1. It is requested that the Steering Committee, which is stipulated in the Record of Discussions signed in Panama in February, 1981, be convened to discuss such major issues as follows:

- (1) Formulation and evaluation of various plans and visions concerning the Technical Cooperation Project between the two Governments,
- (2) Review of the implementation of the Technical Cooperation Project with special reference to its budget and requests for technical experts, fellowships and equipment, and
- (3) Reporting to the relevant authorities of the two countries on the progress of the implementation of the Technical Cooperation Project.

(6)

V. VISION AND/OR BLUEPRINT OF THE FUTURE OF CANAL ONCE

1. It is earnestly requested that the organisation, the role and the program compilation lines of Canal Once be discussed and planned for its effective future operation at the Steering Committee meetings and/or at other relevant bodies.

2. The Japanese side believe that such public relations activities as audience research will prove to be very much helpful and even indispensable to discussing and blueprinting its expected role and contributions to the Panamanian society in the future.

II パナマ側が用意した協議課題



AGENDA

PROYECTO DE TELEVISION EDUCATIVA

REUNION EVALUADORA

DE

PANAMA -- MISION JAPONESA

1984

FECHA : 23 de febrero de 1984
LUGAR : Canal 11.
ASISTENTES : 4 Miembros de la Misión Japonesa. Carmen Guevara Directora de Cooperación Técnica del MIPE, Itzel V. de Cortés Directora del Sistema de Televisión Educativa, y los asesores.

1. Evaluación de las Etapas del Convenio de 1981 entre Panamá y Japón.
 - a. Cumplimiento de la segunda etapa, inauguración del estudio.
 - b. Tercera etapa del Convenio: Transferencia tecnológica o desarrollo del recurso humano.
 - Incremento de posiciones.
 - Ajustes salariales.

- Estabilidad laboral
- Entrenamiento en Panamá y Japón

2. Planes de Desarrollo Institucional

- a. La estructura legal se refuerza con el Acuerdo firmado entre Ministerio de Educación y la Universidad de Panamá.
- b. Consejo Directivo
- c. Logística del proceso descentralizador del Canal.

3. Presupuesto de 1984.

ACUERDO

Para la operación de un Sistema de Televisión Educativa entre el Ministerio de Educación y la Universidad de Panamá

El Ministerio de Educación, por una parte, representado por la Doctora SUSANA R. DE TORRIJOS, Ministra de Educación, debidamente autorizada para este acto, y por la otra, la Universidad de Panamá, representada por el Doctor CEFERINO SANCHEZ, su Rector, considerando que es conveniente mantener una constante coordinación de los recursos comunes, acuerdan establecer en forma conjunta y con el aporte de ambas Instituciones, los fines, objetivos y un régimen administrativo que regule la operación y financiamiento de un Sistema de Televisión Educativa, sujeto a las siguientes cláusulas:

DE SUS FINES Y OBJETIVOS

PRIMERA: El Sistema de Televisión Educativa tendrá por objetivo servir de medio para la formación, integración y difusión de la cultura panameña y dar apoyo a las instituciones estatales y privadas en la divulgación de los valores históricos, espirituales y cívicos en que se fundamenta la nacionalidad panameña.

SEGUNDA: El Sistema de Televisión Educativa tendrá los siguientes fines:

- a) Planificar, producir y emitir programas de carácter educativo y cultural dirigidos a asegurar la continuidad, el incremento, la difusión y la divulgación de la cultura nacional, en aras del fortalecimiento de la independencia nacional y del desarrollo integral del país.
- b) Contribuir a que los programas de televisión posean condiciones de calidad técnica, estética y de contenido.

- c) Proyectar hacia la comunidad los planes y programas elaborados por el Ministerio de Educación y la Universidad de Panamá en materia educativa.
- ch) Contribuir con las instituciones estatales y privadas en la tarea de conservar y difundir la cultura y los programas educativos.
- d) Desarrollar una programación claramente contraria a la violencia, a los vicios, a la distorsión de los valores humanos y a la destrucción de los recursos naturales.
- e) Promover el acercamiento e intercambio de experiencias y programas de televisión con la comunidad internacional, especialmente con América Latina.

FUNCIONAMIENTO Y REGIMEN INTERNO

TERCERA: El Sistema de Televisión Educativa para los efectos del presente Acuerdo se denominará: Televisión Educativa, Canal Once.

CUARTA: Las oficinas principales de la Televisión Educativa Canal Once, estarán situadas en la Avenida José de Fábrega, circundante al campus universitario, Ciudad de Panamá. La Universidad de Panamá concede el uso de estas instalaciones físicas, conservando su propiedad.

Por razones técnicas otras dependencias e instalaciones podrían ubicarse en otros lugares de la Ciudad de Panamá o en el interior del país.

QUINTA: La Televisión Educativa, Canal Once estará a cargo de un Consejo Directivo y una Dirección General.

SEXTA: El Consejo Directivo estará integrado por seis (6) Miembros con derecho a voz y voto, quienes orientarán el funcionamiento y velarán por el cumplimiento de los fines y objetivos de este acuerdo. El Director General de la Televisión Educativa Canal Once, como miembro del Consejo Directivo actuará como Secretario en las reuniones y será el único miembro sin derecho a voto.

Cada Miembro tendrá un Suplente, quien lo reemplazará en sus ausencias. Los acuerdos del Consejo Directivo requieren del voto favorable de la mayoría de los miembros con derecho a voto.

SEPTIMA: El Consejo Directivo estará integrado así:

- a) El Ministro de Educación, quien lo presidirá;
- b) El Rector de la Universidad de Panamá, quien será el Vice-Presidente;
- c) El Ministro de Planificación y Política Económica;
- ch) El Director General del Instituto Nacional de Cultura;
- d) El Director General de Televisión Educativa Canal Once, que actuará como Secretario del Consejo;
- e) Un Representante de los Trabajadores de Televisora Educativa Canal Once, escogido por éstos anualmente.

OCTAVA: El Consejo Directivo se reunirá mensualmente en forma ordinaria y en forma extraordinaria cuando así lo acuerde la mayoría simple de sus miembros.

NOVENA: Las funciones del Consejo Directivo, son las siguientes:

- a) Decidir sobre los objetivos, funciones y políticas de programación y organización de la Televisora Educativa Canal Once;
- b) Analizar, evaluar y autorizar la programación anual y seguimiento de la misma, para promover su adecuado cumplimiento;
- c) Aprobar el ante-proyecto anual de presupuesto que elabore el Director General;
- ch) Autorizar la organización del personal y aprobar el reglamento interno, en el cual se determinará todo lo relativo a la prestación de servicios, nombramientos, separación, sanciones disciplinarias y, en general, las disposiciones administrativas necesarias para el buen funcio-

namiento de la Televisión Educativa Canal Once.. Este reglamento entrará a regir una vez sea aprobado por el Organo Ejecutivo;

- d) Recibir y evaluar los informes del Director General;
- e) Autorizar al Director General para que en nombre del Consejo Directivo y ajustado a las disposiciones legales vigentes, lleve a cabo contrataciones, inversiones y gastos cuyo valor/exceda de CINCO MIL, (B/. 5,000.) balboas; ^{No}
- f) Trazar la política del manejo de los fondos asignados por el Ministerio de Educación y la Universidad de Panamá conforme a lo dispuesto en el presente Acuerdo y;
- g) Ejercer las demás funciones que le corresponden según el presente acuerdo y el reglamento.

DECIMA: El Director General tendrá a cargo la Administración General de Televisora Educativa Canal Once, y será designado y removido por el Consejo Directivo mediante el voto de la mayoría de los miembros.

El Consejo Directivo dictará el reglamento para la designación y remoción del Director General y del Personal de Canal Once.

PARAGRAFO 1: Cuando se tratase de la designación y remoción del Director General, éste no participará en dicha reunión.

PARAGRAFO 2: Hasta tanto no se adopte el reglamento del cual habla el presente artículo, las decisiones serán adoptadas por los votos de las dos terceras partes de los miembros del Consejo Directivo presentes en la reunión.

PARAGRAFO

TRANSITORIO: El Consejo Directivo tendrá un plazo no mayor de tres meses a partir de la fecha de su instalación, para la aprobación del reglamento y

lo remitirá al Órgano Ejecutivo para los efectos consignados en la Cláusula Novena del lateral Ch.

UNDECIMA:

Para ser Director General, se requiere ser Panameño, haber cumplido veinticinco (25) años de edad, no haber sido condenado por delito contra la cosa pública, tener título universitario en algunas de las disciplinas de las ciencias de la comunicación social y poseer experiencia en alguna de las ramas de la comunicación, particularmente en televisión.

DUODECIMA:

Son funciones que competen al Director General:

- a) Ejercer la administración general de la Televisora Educativa Canal Once, conforme a las disposiciones del presente acuerdo, reglamentos y resoluciones del Consejo Directivo;
- b) Dirigir, coordinar y supervisar las acciones de las unidades a su cargo, para el logro eficaz y eficiente de las actividades programadas;
- c) Hacer cumplir los acuerdos y resoluciones del Consejo Directivo;
- ch) Participar en las sesiones del Consejo Directivo como Secretario;
- d) Recomendar el personal subalterno al Consejo Directivo, previa evaluación de antecedentes, experiencia y créditos académicos;
- e) Promover y canalizar el apoyo técnico de otros recursos de los sectores públicos, privados, nacionales e internacionales;
- f) Gestionar y ofrecer apoyo a las instituciones cuyos objetivos coincidan con los de Televisora Educativa Canal Once, en la promoción de valores culturales y educativos;
- g) Presentar al Consejo Directivo informes mensuales y balances anuales del desarrollo del

trabajo, la programación y la administración de Televisora Educativa Canal Once;

- h) Elaborar el proyecto de presupuesto anual y someterlo a la consideración del Consejo Directivo para su aprobación.
- i) Administrar los fondos asignados por el Ministerio de Educación y la Universidad de Panamá, los cuales serán fiscalizados y auditados por un representante de la Contraloría General de la República; y,
- j) Realizar gastos hasta por la suma de CINCO MIL (B/. 5,000.00) balboas para los fines y objetivos de la Televisora Educativa Canal Once. Los cheques serán girados contra fondos especiales depositados en el Banco Nacional de Panamá y llevarán dos (2) firmas autorizadas.

DECIMA TERCERA: La Televisora Educativa Canal Once, contará con un Sub-Director General, quien deberá reunir los mismos requisitos exigidos para ser Director General.

DECIMA CUARTA: Son funciones del Sub-Director General:

- a) Apoyar las acciones que realice la Dirección General;
- b) Reemplazar al Director General en sus ausencias temporales;
- c) Desempeñar las tareas y funciones que le asignen el Consejo Directivo y la Dirección General.

DECIMA QUINTA: La Televisora Educativa Canal Once, contará con una Junta de Asesoramiento que estará integrada por:

- a) El Director Nacional de Técnicas Docentes del Ministerio de Educación, quien la presidirá;
- b) El Director General de Televisora Educativa Canal Once;

- c) Un representante de la Universidad de la República;
- ch) El Director de extensión cultural de la Universidad de Panamá;
- d) El Director de extensión cultural del Instituto Nacional de Cultura;
- e) El Director del departamento de Comunicación Social de la Universidad de Panamá;
- f) Un representante del personal técnico de Televisión Educativa Canal Once, escogido de acuerdo con el procedimiento que establezca el reglamento interno.

DECIMA SEXTA: La Junta Permanente de Asesoramiento constituye el organismo consultor y asesor de la Dirección General.

Sus funciones son las siguientes:

- a) Coordinar y asesorar a la Dirección General en los diferentes aspectos administrativos y técnicos relacionados con el desarrollo de la programación;
- b) Evaluar periódicamente el desarrollo de la programación de modo que se realicen los objetivos de la Televisora Educativa Canal Once.

DEL PATRIMONIO Y FINANCIAMIENTO

DECIMA SEPTIMA: El patrimonio de la Televisora Educativa Canal Once; estará constituido por:

- a) Los aportes del Ministerio de Educación provenientes del monto anual del Seguro Educativo y las partidas que le sean asignadas en el presupuesto anual de la Universidad de Panamá;
- b) Los bienes muebles e inmuebles que adquiera a cualquier título;
- c) Las rentas y beneficios derivados de su patrimonio;
- ch) Las donaciones, dotaciones, herencias y legados.

gados, que reciba a beneficio de inventario; y,

d) Las sumas que reciba como pago por los servicios que preste.

DECIMA OCTAVA: Los bienes muebles e inmuebles, edificaciones, instalaciones, equipo técnico y de oficina y otros bienes de cualquier naturaleza que se utilicen para el funcionamiento de Televisora Educativa Canal Once, serán administrados por la Dirección General conforme a las políticas aprobadas por el Consejo Directivo y el Reglamento Interno.

DECIMA NOVENA: Las Instituciones y organismos culturales del Estado gozarán de tarifa preferencial para adquirir los servicios de publicidad de Televisora Educativa Canal Once. El monto de la misma será fijado por el Consejo Directivo, pero en ningún caso podrá ser totalmente gratuito.

PARAGRAFO: El Ministerio de Educación y la Universidad de Panamá estarán exentos del pago por servicios de publicidad.

VIGESIMA: Los registros que enmarquen el sistema de contabilidad que se aplique en la Televisora Educativa Canal Once, deberán mostrar en forma separada los fondos provenientes de los convenios internacionales y otros, y estarán bajo la vigilancia y fiscalización de la Contraloría General de la República; sin menoscabo de que el Ministerio de Educación y la Universidad de Panamá, a través de sus respectivos departamentos de auditoría, puedan efectuar áudios cuando así lo estimen conveniente.

DISPOSICIONES FINALES

VIGESIMA PRIMERA: La Televisión Educativa Canal Once, sólo emitirá publicidad cuyo contenido no atente contra las buenas costumbres, la salud,

la moral, la dignidad, las leyes y el sistema de gobierno democrático de la República.

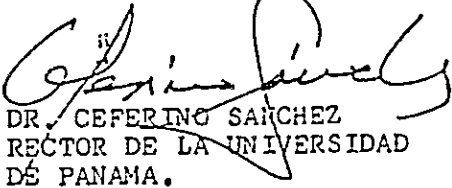
VIGESIMA SEGUNDA: Las jornadas de trabajo del personal al servicio de la Televisora Educativa Canal Once estarán determinadas por la naturaleza de las labores y en todos los casos, se adecuarán a los horarios y prácticas de prestación continua y al reglamento interno de la Institución.

VIGESIMA TERCERA: La Televisión Educativa Canal Once, participará en las Cadenas Nacionales de Televisión que establezca el Ministerio de Gobierno y Justicia, de acuerdo a la Ley No. 36 de 17 de octubre de 1980.

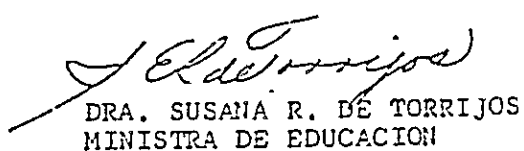
VIGESIMA CUARTA: Este Acuerdo empezará a regir a partir de su firma,

Dado en la Ciudad de Panamá, a los 25 días del mes de agosto de mil novecientos ochenta y tres.

POR LA UNIVERSIDAD DE PANAMA


DR. CEPERINO SÁNCHEZ
RECTOR DE LA UNIVERSIDAD
DE PANAMA.

POR EL MINISTERIO DE EDUCACION


DRA. SUSANA R. DE TORRIJOS
MINISTRA DE EDUCACION

協定（仮訳）

教育省とパナマ大学による教育テレビ局の組織運営のために、この協定のためにしかるべき権限を与えられた、教育大臣 Dra. Susana R. De Torrijos を代表とする教育省と Dr. Cefe-rino Sanchez 学長を代表とするパナマ大学とを、この共通資産の確実な業務調整の便宜を図るものとし、下記の条項の如く、両機関の共同出資による教育テレビ局の融資、運営方式を規正する管理制度及び目的を協議制定する。

目的及び目標について

第一条 教育テレビ局の目的は、パナマ文化の統合、構成普及と国家及び私設機関がパナマの国民的精神、市民活動、歴史的価値を公布することを後援することである。

第二条 教育テレビ局は下記の目的をもつ。

- a) 国の完全な発展と国民性の自立のために、国民文化の普及、増進継続を確かなものにするための教育文化番組を企画制作放送する。
- b) 技術、内容、美術面において優れたテレビ番組に対して援助を与える。
- c) 教育省とパナマ大学によって作成された企画番組を放送する。
- d) 国立及び私設機関の文化、教育プログラムの普及保存に協力する。
- e) 自然破壊、差別、不正暴力に反対する番組を作成する。
- f) 国際社会、特にラテンアメリカ社会とのテレビ番組、諸経験の交換や接近を奨励する。

執務及び内部制度

第三条 教育テレビ局は、この協定により教育テレビカナル・オンセと命名される。

第四条 カナル・オンセの本部事務所を、La Avenida José de Fábrega, パナマシティ、大学用地周辺地区とする。パナマ大学はその資産を保護し、この設備の使用を許可する。技術的な理由により、その他の所属機関及び設備をパナマシティー又は国内の他の場所に設置する可能性がある。

第五条 教育テレビカナル・オンセは運営委員会 (Consejo Directivo) と管理局 (Dirección General) の責任下に置く。

第六条 運営委員会 (Consejo Directivo) は発言権及び投票権をもつ 6 人のメンバーによって構成される。これらのメンバーはその運営方針を定め、この協定の目的履行をはかる。カナル・オンセの局長は運営委員会のメンバーとして会議の書記を務め、この委員会において投票権をもたない唯一のメンバーとなる。各メンバーは、欠席時に 1 人の代理人を出席させる。運営委員会の決議事項はメンバーの投票による多数決にて決定する。

第七条 運営委員会 (Consejo Directivo) は次のように構成される。

- a) 教育大臣 — 議長

- b) パナマ大学学長 — 副議長
- c) 経済企画庁大臣
- d) 国立文化局局長
- e) 教育テレビカナル・オンセ局長 — 書記
- f) 教育テレビカナル・オンセ職員代表 — この委員会のために毎年1名を選出する

第八条 運営委員会 (Consejo Directivo) は毎月一回の定例会議を開く、又メンバーの多数決により臨時会議を開くこととする。

第九条 運営委員会 (Consejo Directivo) の機能は下記の通りである。

- a) 教育テレビカナル・オンセの番組、組織編成の方針、職務目標について決議する。
- b) 番組編成とその進捗を分析評価し、制作許可を与え、その適切な履行を促進する。
- c) 局長が作成した年間予算計画案を承認する。
- d) その人事組織を認可し内部規約を承認する。この規約により次に関するものを規定できる。設備の貸与、辞令、制裁、懲戒及び全般的に、教育テレビカナル・オンセの管理業務を円滑に行うために必要な措置。この規約は行政執行部 (Organo Ejecutivo) の承認を受けた後直ちに施行される。
- e) 局長の報告書を受けとり評価する。
- f) 現行の法的措置に従って局長の名前で 5,000 ドル以上の出費、投資契約を行うことを許可する。
- g) 現行の協定に準拠して、パナマ大学と教育省より指定された資金の運用方針の構想を練る。
- h) 現行の協定及び規約に定められているその他の職務を実行する。

第十条 局長は教育テレビカナル・オンセの総合管理 (Administración General) を任務とする。その任命及び解職は運営委員会の多数決票によって決められる。

第1節 局長の任命及び解職に関して、局長はその会議に参加しない。

第2節 現行の条項中の規約の不採用については、会議に参加した運営委員会のメンバーの三分の二の投票数をもって決定される。

暫定案 運営委員会 (Consejo Directivo) はその創設日から3カ月以内を暫定期間とし、規約の承認及び第9条 d 項目の内容を行政執行部 (Organo Ejecutivo) へゆだねる。

1/10 局長は次の事項を満たしていなければならない。パナマ国籍である事、25才以上の年齢である事、公的犯罪を犯していない事。マスコミ情報学系統に関する4年制大学卒業生であり、マスコミ関係特にテレビ関係の分野の経験を有している事。

2/10 局長が果たすべき役割

- a) 現行の協定の措置、規約及び運営委員会の決議事項に準拠して、教育テレビカナル

ル・オンセの全ての管理業務を遂行する。

- b) 計画された業務活動を効率的に達成するために責任をもって各業務活動を統率、調整、監督する。
- c) 運営委員会の決議事項及び協定の履行を実施させる。
- d) 運営委員会の会議に書記として参加する。
- e) 部下要員をその前歴経験学歴を審査した後運営委員会に推薦する。
- f) 公立、私立、国立又は国際的な他の融資による技術援助の道を開きこれを促進する。
- g) 文化及び教育の促進を行うカナル・オンセの目的と合致する機関への援助活動を提供する。
- h) 運営委員会へ、教育テレビカナル・オンセの月間報告、年間決算、番組編成、総務報告を提出する。
- i) 年間予算計画を作成し運営委員会の議事にかけての承認を得る。
- j) (パナマ)共和国会計監査局の監査官により検察、会計監査をうけた、パナマ大学及び教育省からの資金の管理。
- k) カナル・オンセの運営目的のために5,000ドルまでの出費を行うことができる。その小切手はパナマ国立銀行に貯蓄されている特別資金より振り出され2人の署名を必要とする。

3/10 教育テレビカナル・オンセは、局長と同じ資格を有するものを副局長とする

4/10 副局長の職務

- a) 管理局(Dirección General)が実施する業務活動を支援する
- b) 局長の不在時にその役を代行する。
- c) 管理局(Dirección General)及び運営委員会により指定された職務を遂行する。

5/10 教育テレビカナル・オンセは下記の者により構成される相談会議(Junta de Asesoramiento)を開催する。

- a) 教育省教育技術局局長 一 議長
- b) カナル・オンセ局長
- c) 国家会計監査局代表
- d) パナマ大学文化普及局局長
- e) 国立文化庁文化普及局局長
- f) パナマ大学マスコミ社会学部部長
- g) 教育テレビ局カナル・オンセ技術者代表、内部規約による方法に準拠して選出された者とする

6/10 常設の相談会議は管理局の相談助言役を務める。その機能は下記の通りである。

- a) 番組編成の展開に関して、総務管理、及び技術的面において管理局(Dirección General)に助言を与え調整を行う。
- b) 教育テレビカナル・オンセの目的の実現の為に番組編成の展開(進捗状況)に定期的な評価を与える。

資産及び資金調達について

7/10 教育テレビカナル・オンセの資産は次のものより成る。

- a) (政府の)年間教育費より出費される教育省の出資金及びパナマ大学の年間予算より与えられる相応額
- b) 名義上の動産不動産
- c) その資産より派生する利益収入
- d) 限定相続として(条件つきで)受ける寄附贈与物、相続物、遺贈品
- e) 貸与した労働設備等に対する報酬

8/10 教育テレビカナル・オンセの運営のために使用される動産、不動産、建築物、施設技術機械及び事務所等その他全ての物件は、内部規約及び運営委員会(Consejo Directivo)により承認された方針に従って管理局(Dirección General)によって管理される。

9/10 国立の組織機関は、教育テレビカナル・オンセの広報設備を特惠料金にて貸与される。その価格については運営委員会により制定され、完全な無報酬により貸与されることはない。

補節 教育省及びパナマ大学はこの特惠料金の支払いを免除される。

20 教育テレビカナル・オンセの会計公証簿は国際協約による資金とその他とに分割して提示され、国家会計検査局の監察下に置かれる。便宜上教育省及びパナマ大学のそれぞれの会計検査部を通じて会計監査を行うこともできる。

最 終 項 目

1/20 教育テレビカナル・オンセは、健全な習慣、道徳、権威パナマ共和国の民主主義政府の法律制度に反しない放送のみを実施する。

2/20 教育テレビカナル・オンセ職員の労働時間は、その種類性質により定められる、全ての場合において当機関の内部規約に該当させる。

3/20 教育テレビカナル・オンセは、法令第36(1980年10月17日発令)に準拠して政府と法務省の設立する国家テレビ局連合に加盟する。

4/20 この協定はその署名の後、施行される。

1983年8月25日 調印

パナマ大学

学長 Dr. CEFERINO SANCHEZ

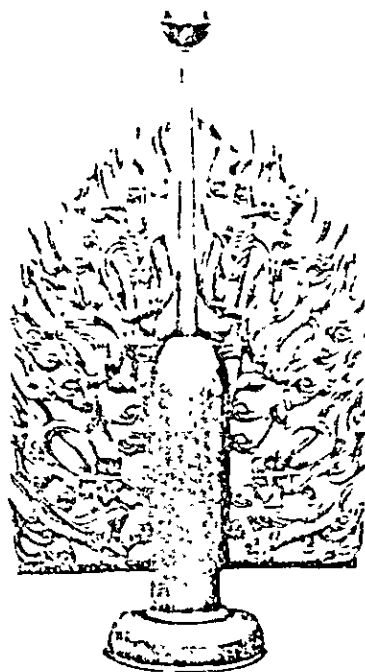
(セフエリーノ サンチエス)

教育省

教育大臣 Dr. SUSANA R. DE TORRIJAS

(スサーナ トリホス)

第14回
「日本賞」教育番組国際コンクール
授賞式



昭和58年11月8日(火)午後2時～3時10分

NHK 放送センター

受賞作品

ラジオ

- 日本賞 (成人教育部門)
「抵抗の中でー」ヒエノの文芸
たち」山田ベルン放送協会 西野
- 文部大臣賞 (初等教育部門)
「ラジオ音楽教室4年生一はりきって」
運動会です2」日本放送協会
- 東京都知事賞 (中等教育部門)
「ウリアム・ホッスとその時代」
スウェーデン教育放送
- 前田賞 (中等教育部門)
「また、どこかに愛がある」
フジテレビ放送協会
- 特別賞 (初等教育部門)
「みんなのお話・18回 スープに
なる石」 フィジー教育・青少年省
- 特別賞 (中等教育部門)
「羊飼いの」
キプロス放送協会
- 特別賞 (成人教育部門)
「音楽と拍子」
コスタリカ公開大学

テレビ

- 日本賞 (初等教育部門)
「数の世界一四番の長さ」
日本放送協会
- 郵政大臣賞 (中等教育部門)
「角度を測る」
テレビ・オンタリオ・カナダ
- 阿部賞 (成人教育部門)
「生きる」
テレビ静岡
- ユニセフ賞 (成人教育部門)
「貧血病はもうごめん」
CANAL11・ハママ(国営教育テレビ放送)
- 放送文化基金賞 (初等教育部門)
「はこ、はこ、はこ」
イスラエル教育テレビセンター
- 特別賞 (初等教育部門)
「発音の勉強」
中国中央電視台
- 特別賞 (中等教育部門)
「パラグアイのレース編み」
パラグアイ教育省放送
- 特別賞 (成人教育部門)
「オリーブの木」
チュニジア国営放送

LA ESTRELLA DE PANAMA



Misión nipona en Educación

Misión japonesa, encabezada por el señor Keiichi Ikeda (centro), Consejero de la Secretaría del Ministerio de Correos y Telecomunicaciones, durante un diálogo con la Ministra de Educación, Dra. Susana Richa de Torrijos. En la gráfica se aprecia al señor Ikeda cuando explica a la Ministra de Torrijos sobre los propósitos de su visita. Presentes se encuentran varios miembros de la citada misión nipona.

matutino

SABADO 25 DE FEBRERO DE 1984

MISION JAPONESA VISITA A LA MINISTRA DE EDUCACION



La Ministra de Educación, Dra. Susana Riehn de Torrijos recibió en su despacho una Misión Japonesa, encabezada por el Señor Keitichi Ikeda, (Centro) Consejero de la Secretaría del Ministerio de Correos y Telecomunicaciones, la cual vino a nuestro país, con el propósito de hacer una evaluación del Convento entre Panamá y Japón sobre el funciona-

miento y operación del Sistema de Televisión Educativa, Canal Once. En la composición fotográfica se aprecia el instante en que el señor Ikeda hace algunas explicaciones a la Titular del Ramo Educativo sobre el propósito de su visita. Le acompañan varios miembros de la Misión Japonesa.

24/2 VIERNES L REP

Evalúan convenio del Canal 11 de televisión

La Ministra de Educación, Dra. Susana Richa de Torrijos recibió en su despacho a una Misión Japonesa, que vino a nuestro país, con el propósito de estudiar e investigar el desenvolvimiento y cumplimiento del Convenio firmado entre Panamá y Japón para la operación y funcionamiento del Canal Once.

La Misión estuvo encabezada por el Señor Ketschi Ikeda, Consejero de la Secretaría del Ministro de Correos y Telecomunicaciones, quien estuvo acompañado por el Señor Toshinori Miura, Contralor de la Cooperación Internacional de la Oficina de Planeamiento Corporativo de Radio y Televisión del Japón; del Señor Eiji Soeda, Gerente Asistente de la División de Programación, Administración General de Difusión, Corporación de Radio Televisora del Japón y Takeschi Takano de la División de Centros Extranjeros Departamento de Cooperación de Desarrollo Social de la Agencia de Cooperación Internacional del Japón.

La Titular del Ramo Educativo les expresó su

complacencia y les brindó una cordial bienvenida a Panamá; y al mismo tiempo les manifestó que el Gobierno Panameño tiene mucho interés en el desarrollo cultural del Canal Once, pero que no se les ha podido dotar de todo el apoyo económico necesario para un mejor funcionamiento debido a que Panamá es un país pobre y no cuenta con los recursos necesarios para financiar plenamente estas actividades.

Por otro lado, la Dra. de Torrijos elogió la labor que realiza la Directora del Ca-

nal Once, Licda. Itzel de Cortés, quien realiza un importante trabajo cuyos frutos están dando buenos resultados para la educación nacional.

Agregó que Panamá está cumpliendo con el Convenio firmado entre Panamá y Japón y el Acuerdo entre el Ministerio de Educación y la Universidad de Panamá para la administración y mantenimiento del Canal Once, porque lo considera fundamental para el desarrollo de la educación en nuestro país.

JICA